

(4) 大阪府公有財産活用検討委員会に関するホームページ上の記載の不備

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容																		
財務部 財産活用課	<p>大阪府のホームページ上で、大阪府公有財産活用検討委員会の結論として「用途廃止（予定）財産すべてについて、売却とする活用方を大阪府として決定」した旨の記載があるが、処分方針を決定する権限は同委員会には委任されておらず、正確な情報掲載とは言えない。</p> <p>【大阪府公有財産活用検討委員会設置運営要綱】</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 大阪府が現に所有する公有財産（大阪府公有財産規則（昭和43年4月1日大阪府規則第30号）第2条第1号の公有財産をいう。以下同じ。）の総合かつ効率的な運用を図るため、大阪府公有財産活用検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 委員会は、次の事項を協議する。</p> <p>(1) 土地、建物の有効活用に関すること。</p> <p>(2) 土地、建物の活用状況の評価等に関すること。</p> <p>2 前項第1号に基づき、委員会において、その検討の対象とする公有財産は、次の各号に該当するものとする。</p> <p>(1) すべての土地及びこれに定着する建物。</p> <p>(2) その他、委員長が特に検討の必要があると認めるもの。</p> <p>(組織等)</p> <p>第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。</p> <p>2 委員長は、財務部次長の職にある者をもって充てる。</p> <p>3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。</p> <p>(別表)</p> <table border="1" data-bbox="498 1165 1828 1369"> <thead> <tr> <th colspan="3">委員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 企画室事業調整課長</td> <td>・ 府民文化総務課長</td> <td>・ 都市整備総務課長</td> </tr> <tr> <td>・ 財政課長</td> <td>・ 福祉総務課長</td> <td>・ 住宅まちづくり総務課長</td> </tr> <tr> <td>・ 行政改革課長</td> <td>・ 健康医療総務課長</td> <td>・ 公共建築室計画課長</td> </tr> <tr> <td>・ 市町村課長</td> <td>・ 商工労働総務課長</td> <td>・ 教育委員会事務局教育総務企画課長</td> </tr> <tr> <td>・ 財産活用課長</td> <td>・ 環境農林水産総務課長</td> <td>・ 警察本部総務部施設課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>【大阪府公有財産規則】</p> <p>(事務の委任)</p> <p>第3条 知事は、教育委員会、警察本部長、人事委員会事務局長、監査委員事務局長、労働委員会事務局長及び予算執行機関の長並びに議会事務局長である法第172条第1項の職員に、次に掲げる事務（次項の規定により権限を委任される者の権限に属するものを除く。）を、その所掌に係るものの範囲において委任する。</p> <p>(1) 行政財産の取得及び管理に関すること。</p> <p>(2) 知事の指定する普通財産の取得、管理及び処分に関すること。</p> <p>(普通財産の取得、管理及び処分の事務分掌)</p> <p>第5条 普通財産の取得、管理及び処分に関する事務は、第三条の規定による場合及び知事がこれらの事務の全部又は一部を処理すべき部局長等を指定した場合を除き、財務部長が行う。</p>	委員			・ 企画室事業調整課長	・ 府民文化総務課長	・ 都市整備総務課長	・ 財政課長	・ 福祉総務課長	・ 住宅まちづくり総務課長	・ 行政改革課長	・ 健康医療総務課長	・ 公共建築室計画課長	・ 市町村課長	・ 商工労働総務課長	・ 教育委員会事務局教育総務企画課長	・ 財産活用課長	・ 環境農林水産総務課長	・ 警察本部総務部施設課長	<p>【是正を求めるもの】</p> <p>ホームページでの公表内容について、速やかに正確な記載に是正されたい。</p>	<p>大阪府公有財産活用検討委員会の結論の記載については、「用途廃止（予定）財産すべてについて、売却の手続きを進める」との表現に改めた。</p>
委員																					
・ 企画室事業調整課長	・ 府民文化総務課長	・ 都市整備総務課長																			
・ 財政課長	・ 福祉総務課長	・ 住宅まちづくり総務課長																			
・ 行政改革課長	・ 健康医療総務課長	・ 公共建築室計画課長																			
・ 市町村課長	・ 商工労働総務課長	・ 教育委員会事務局教育総務企画課長																			
・ 財産活用課長	・ 環境農林水産総務課長	・ 警察本部総務部施設課長																			